

特約のみの保険料の払込みに関する特約 目次

第1条 特約の締結	第6条 主特約の復活
第2条 主特約の保険料の払込み	第7条 主約款等の準用
第3条 主特約の保険料払込みの猶予期間	第8条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の場合の特則
第4条 主特約の保険料の立替え	
第5条 主特約の失効	

特約のみの保険料の払込みに関する特約

第1条 (特約の締結)

- この特約は、保険契約者の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち総合医療特約等会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）に付加して締結します。
- 主契約に2以上の主特約が付加されている場合、すべての主特約にこの特約を付加することを要します。

第2条 (主特約の保険料の払込み)

主特約のみの保険料の払込みについては、主特約の保険料が会社の定める金額以上である場合に限り、次に定めるところにより取り扱います。

- 主特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料払込期間中の払込方法（回数）と同一とします。
- 前号にかかわらず、保険契約者は、主契約の保険料払込期間中の払込方法（回数）と異なる主特約の払込方法（回数）を選択することができます。この場合、すべての主特約の払込方法（回数）を同一とすることを要します。
- 主特約の保険料の払込方法（経路）は、払込方法（回数）に応じて、次表に定めるところによります。

イ. 保険料月払契約	会社の指定する金融機関等の口座振替えにより払い込む方法とします。
ロ. 保険料年1回払・年2回払・年払・半年払契約	保険契約者は、次のいずれかの払込方法（経路）を選択してください。 (1) 会社の指定する金融機関等の口座振替えにより払い込む方法 (2) 金融機関等の会社の指定する口座に送金することにより払い込む方法

- 主契約の保険料払込期間中の払込方法（経路）が前号と異なるときは、保険契約者は、前号に定める払込方法（経路）のうちいずれかを選択してください。選択がなかった場合、第1号にかかわらず、主特約の払込方法（回数）は年1回払いまたは年払いとし、払込方法（経路）は、金融機関等の会社の指定する口座に送金することにより払い込む方法とします。

第3条 (主特約の保険料払込みの猶予期間)

主特約の保険料払込みの猶予期間については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を準用します。ただし、主契約の保険料払込期間経過後の主特約の保険料を前納するときは、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から2か月間を猶予期間とします。

第4条 (主特約の保険料の立替え)

主特約の保険料のみの立替えは取り扱いません。

第5条 (主特約の失効)

- 主特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、主特約はその猶予期間満了の日の翌日に効力を失います。
- 前項の場合で、主契約の保険金等の支払いにより主契約が消滅するときは、主特約の解約返戻金をその保険金等の受取人に支払います。ただし、すでに主特約の解約返戻金の請求があったときを除きます。

第6条 (主特約の復活)

- 保険契約者は、すでに主特約の解約返戻金の請求があったときを除き、会社の承諾を得て、主特約を復活することができます。この場合、復活することができる期間については、主約款を準用します。
- 主特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じます。

第7条 (主約款等の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款および主特約の定めを準用します。

第8条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の場合の特則）

この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されている主特約に付加されているときの主特約の保険料の払込みについては、第2条（主特約の保険料の払込み）に定める保険料の払込方法（経路）に加えて、主契約の積立金から充当する方法を選択することができます。